

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月17日

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

監査委員 阪井 千鶴子

同 広田 和美

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1 通知を行った者の氏名

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合管理者 吉村 洋文

2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

対 象：平成27年度定期監査等

通知を受けた日：平成29年1月11日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2	<p>契約書を省略する場合の事務処理について改善を求めたもの【経理課】</p> <p>契約書の作成を省略できる場合には、本組合における契約締結の内部決裁を終えた日をもって契約日とみなすこととし、決裁完了後に速やかに相手方に対して契約成立の連絡をすることとしている。</p> <p>しかしながら、相手方への通知が決裁完了日より後日になる場合もあり、一般的に認識される契約日と、本組合との契約における契約日にズレが生じることから、契約日に関する本組合の取り決めは明確に示しておく必要がある。また、連絡方法も口頭や文書など各課担当者によって様々であった。さらに、後</p>	<p>1. 契約書の代用とする見積書の契約条項等に決裁が完了した日を契約日とする旨を明記し、平成28年1月から運用している。 (措置日：平成28年1月4日)</p> <p>2. 契約の相手方へは、契約日を記載した文書を経理課で作成し、文書により相手方へ通知するよう平成28年1月から運用している。 (措置日：平成28年1月4日)</p> <p>3. 上記内容を含む契約事務マニュアルを制定し、契約事務説明会にて職員に周知徹底を図った。 (措置日：平成28年12月14日)</p>	措置済	平成28年 12月14日

日連絡の場合に契約日（決裁完了日）を明確に伝えていない場合もあり、相手方への通知の時期及び方法が統一されていない状況であった。

[改善勧告]

- 1．決裁が完了した日を契約日とする旨を、契約書の代用とする見積書の契約条項に記載すること。
- 2．契約成立の通知については、契約日（決裁完了日）を記載の上、文書により行うこと。
- 3．上記内容を含む契約事務マニュアルを作成して、職員に周知徹底すること。